

地方への企業移転の促進

政策提言先 内閣府 経済産業省

政策提言の要旨

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、平成27年度税制改正により、東京23区から地方への本社機能の移転等を行う企業に対して一時的な税制優遇を行う「地方拠点強化税制」が創設されました。

本県においては本社機能の地方移転に加え、雇用の場の拡大や移住の受け皿として同様の効果がある事務的業務やコンテンツ業務等の事業所の企業誘致に取り組んでおります。

そこで、現行の税制優遇の対象に事務的業務等の事業所を加えるとともに、大都市と地方の法人税に差を設けることや企業立地補助金等の益金不算入制度の導入などにより、都市部から地方への企業移転をさらに効果的に進めることを提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 地方への人の流れを一層促進するための地方拠点強化税制の拡充強化
 - ・ 現行の税制優遇の対象に事務的業務やコンテンツ業務等の事業所を加えること
 - ・ 大都市と地方の法人税に差を設けること
 - ・ 企業立地補助金等の益金不算入制度を導入すること

【政策提言の理由】

- 本県では、全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出を招き、さらに経済が縮むという「人口減少の負のスパイラル」をたどってきました。この経済の縮みを改善し、経済を活性化するためには、本社機能の移転等や対象範囲の拡充などにより、地方での雇用を創出するとともに、本県への新たな人の流れを生み出すことが重要となっています。
- 改正地域再生法施行後の平成27年9月に一般社団法人日本経済団体連合会が実施した「本社機能の地方移転に関する緊急アンケート」では、「地方への移転を検討」または「検討していないが、将来的に移転の可能性はある」とした企業は7.5%と現行制度のみで本社機能の移転を推進するには、厳しい現状が浮き彫りとなると共に、地方拠点の拡充・強化には、「法人税・法人事業税等の優遇」「交通インフラ等の事業環境の整備」が効果的であるという結果が出ております。
- そのため、「法人税・法人事業税等の優遇」については、短期的に効果を上げるためのインセンティブになる可能性があります。

【高知県担当課室】 商工労働部 企業立地課